

事業の拠点として活用を図る。

- (2) 検診事業については、各検診を地区ごとの総合検診として同時に実施できるよう合併までに調整するものとし、対象者及び個人負担金については、検診の種類や内容を考慮して合併までに調整する。
- (3) 予防接種については、合併までに医師会等と協議し調整するものとし、内容及び費用助成については、合併時に統一する。
- (4) 予防接種を除く検診等については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

3 1 病院・診療所（直営）の取扱い

各町村既設の病院、診療所は、住民の健康を守るため、新市に引き継ぐ。

3 2 障害者福祉事業の取扱い

- (1) デイサービス事業については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。
- (2) ホームヘルプサービス事業、短期入所事業、施設入所措置、更正訓練費の支給、補装具の交付、日常生活用具の給付、医療費助成、障害者福祉手当等、国又は県等の定める制度に基づいて実施している事業については、そのまま新市に引き継ぐ。
- (3) 地域療育事業については、新市においては、支援費制度で対応する。
- (4) 福祉年金の支給については、合併までに支給基準等を調整し、新市において実施する。
- (5) 障害者団体等への援助については、現行どおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

3 3 高齢者福祉事業の取扱い

- (1) 在宅介護支援センター事業、老人ホーム運営については、現行のとおり、新市に引き継ぐ。
- (2) ホームヘルプサービス、デイサービス、配食サービス、外出支援、生きがい対策、介護用品支給及び寝たきり老人等介護者手当支給事業等については、合併までに補助基準等を統一し、新市において実施する。
- (3) 高齢者住宅整備費補助事業、緊急通報体制整備事業については、そのまま新市に引き継ぐ。
- (4) 地域ケア会議については、新市において新たに設置する。
- (5) 高齢者コミュニティセンターについては、現行のまま新市に引き継ぎ、使用規